

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年11月11日 07時48分ごろ
発生場所	大分県佐伯市長田漁港南東方沖 浅海井港久保沖防波堤灯台から真方位102° 1.9海里付近 (概位 北緯33°02.6′ 東経131°58.1′)
事故の概要	漁船第七さいき丸は、南東進中、また、漁船岩丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年12月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第七さいき丸、2.6トン OT3-55408（漁船登録番号）、西南水産株式会社、西南水産株式会社上浦支店（船舶借入人） 第294-17418号（船舶検査済票の番号） B 漁船 岩丸、1.2トン OT3-55828（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷中央部外板に亀裂及び凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 太陽の高度及び方位：高度 12.3°、方位 120.4°
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、長田漁港南東方沖の養殖生け簀に向けて約13ノットの対地速力で南東進中、船長Aが、船首方にB船を認めた際、船首を南西方に向けたB船の甲板に乗組員と釣り竿が見えず、動いているように見えたので、B船がA船の船首方を通過すると判断し、左舷船首方の養殖生け簀の様子を見ながら航行した。 船長Aは、養殖生け簀の様子を見終えて前方に視線を向けたところ、船首至近にB船を認め、慌てて機関を全速力後進としたものの、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。 船長Aは、B船を認めた際、船首方が太陽光で眩しくて見えにくかったため、B船の動静を正確に判断できていなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南西方に向け、一本釣り

	<p>漁を行いながら漂流中、船長Bが、右舷方に接近するA船を認めた際、A船の船首の向きからB船の船首側を避けて通るように見えたので、A船がB船を避けてくれると思い、右舷中央部付近で右舷方を向いてA船の動静を見ながら漂流を続けた。</p> <p>船長Bは、A船が避航する様子がなく接近するので衝突の危険を感じ、前方と後方のどちらの方向に避けた方が良いか迷っているうちにA船が至近に接近し、鍋を叩いて笛を吹いたものの、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、後日、佐伯市内の病院を受診し、左肩等打撲傷と診断された。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、船長Aが、太陽光の影響により船首方が見えにくい状況下、船首方に漂流中のB船を認めた際、B船の甲板上に乗組員と釣り竿が見えず、動いているように見え、B船がA船の船首方を通過すると判断し、左舷船首方の養殖生け簀に視線を向けて航行を続けたことから、B船が前路で漂流していることに衝突直前まで気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を南西方に向けて漂流中、船長Bが、A船を認めた際、A船の船首の向きからB船の船首側を避けて通るように見え、A船がB船を避けてくれると思い、A船の動静を見ながら漂流を続けたことから、衝突を回避するための措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が太陽光の影響により船首方が見えにくい状況下で南東進中、B船が漂流中、船長Aが、B船を認めた際、B船がA船の船首方を通過すると判断し、左舷船首方の養殖生け簀に視線を向けて航行を続け、また、船長Bが、A船を認めた際、A船がB船を避けてくれると思い、漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、一定方向のみに視線を向けず、また、太陽光により眩しい場合、サングラスを着用するなどして適切な見張りを行い、他船の動静を適確に判断すること。 ・ 船長は、漂流中、接近する他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、余裕がある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を採ること。